

愛知地方最低賃金審議会

第2回愛知県製鉄業、製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年10月7日(月) 午前10時00分～午前11時55分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 愛知労働局北大会議室

出席者

(公益代表委員) 鈴木部会長、水野部会長代理、中山委員

(労働者代表委員) 寺田委員、近藤委員、山本委員

(使用者代表委員) 岡安委員

(事務局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、久保賃金調査員

議 題 (1) 令和6年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

それでは定刻となりましたので、ただ今より第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、当部会の業種名につきましては以降、「鉄鋼業」と略称にて呼ばさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1からNo.5と労働者側、使用者側の双方から資料をいただいております。使用者側3種類、ファイルにて編綴させてもらっています。労働者側は別途配付となっておりますので、御確認をお願いいたします。不足はないでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、本日配付した資料の中でNo.5だけが新たに配付したものとなりますので付け加えさせていただきます。なお本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴の方の希望はなかったもので併せて御報告させていただきます。

それでは以降、議事進行を鈴木部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

ありがとうございます。ただ今より、第2回愛知県鉄鋼業専門部会を始めます。事務局は委員の出欠状況を報告してください。

○佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は、3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は、北島信夫委員並びに竹内俊二委員が御欠席で、1名の委員が御出席となっております。委員定数9名中、7名が御出席され、また公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○鈴木部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がありました。

それでは議事を進めたいと思います。議題(1)「令和6年度愛知県鉄鋼業最低賃金の改正について」に入ります。資料について事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

本日配付させていただいた資料のうち資料No.1から資料No.4は、第1回専門部会において配付しましたNo.1「委員名簿」・No.2「申出書の内容等一覧」・No.3「最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和6年度」・No.4「総括表」を改めて配付しております。

新たに配付しました資料No.5「愛知県鉄鋼業最低賃金引き上げに伴う影響」について、簡単に御説明します。この表は、資料No.4「総括表」をもとに作成をしたものです。

一番上の欄は現在の特定最低賃金の1,059円です。特定最低賃金+(プラス)71円まで1円刻みで記載をし、それぞれの階級の引上額、引上率、影響率、影響労働者数、対地賃(地方最低賃金)比を一覧にしたものです。対地賃比は、10月1日発効の1,077円に対する比率としています。また、地賃(1,077円)、現在の特賃額(1,059円)欄に色をつけて表記をしております。

○鈴木部会長

はい、ただ今の事務局からの説明に対して、何か御質問等はございますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか、それでは次に進みます。前回の専門部会では、労使双方から基本的な意見表明をいただいております。労働者側からは71円、使用者側からは41円の引上げ額の具体的な

御提示があり、労使双方の金額には 30 円の開きがあります。本日は改正金額を含め、改めて現時点での労使各側のお考えを伺いたしたいと思います。

それから、提出していただいております資料については、説明もお願いいたします。また、参考人からの意見聴取の御予定がある場合は、意見の中で申し出てください。

まずは、労働者代表委員お願いいたします。

○寺田委員

基本的な金額のところについては、先回と変わっておりません。71 円の引上げで考えております。先回について我々の主張した内容につきまして、資料を追加で御用意しましたので御説明させていただきます。別紙でお渡ししている資料となります。

1 枚めくっていただいて、そちらの紙になりますけれども、愛知県の中の中小企業の景況状況についてですけれども、これは愛知県のほうから出ている中小企業の景況調査のところでありまして、そちらのほうは業況・売上・採算、それぞれを見てみますと鉄鋼・非鉄、非鉄もちょっと入っています。鉄鋼業を見てみますと、まあ県内の鉄鋼業に関する中小企業が多いというのはですね、今期から来期、2024 年の 4 月-6 月、7 月-9 月というところで行きますと、まあ全体的な傾向としては、前期の実績を上回る傾向となっているかなというふうで思っております。そちらのほうをちょっと判断させていただいているという状況であります。

続いて 3 ページのところでありますけれども、そちらのほうは価格転嫁の状況です。我々のほうでいろいろ調べて、更にもう一度調べてみましたところ、こちら帝国バンクのほうから出ている資料でありますけれども、2024 年 7 月の状況でありますけれども、それぞれのサプライチェーン別の価格転嫁の動向ということであります。全業種平均するとですね、一番上のところに書いてありますとおり 44.9 の価格転嫁率という状況でありますけれども、鉄鋼業のところで行きますと一番左のちょっと黒い四角囲みしているところですね、そちらのほうを見てみますと 50.9、63.0 ということで、そちらのほうで価格転嫁ですけれども、鉄鋼業の価格転嫁率は他業種に比べて高い転嫁率という状況になっているということでもありますので、ある程度鉄鋼業も進んできているのかなあというふうで考えて判断しております。

めくっていただいて、続いて 4 ページのところになります。こちらのほうですね、他業種のアルバイト・パートの平均時給調査というところで、どんな状況かということによってちょっと調べさせていただきました。こちらですね、民間でありますリクルートのジョブリサーチセンターというところで調査している内容でありますけれども、愛知県の状況でありますけれどもいずれの産業でもですね、平均で見れば地域別最低賃金をはるかに上回っている時給額ですね、一番左のところになりますけれども、まあ 1,100 円を超える状況であるということは見受けられると思うの

で、こういったところもしっかりと勘案して、判断をしてきているというところでもあります。

続いて 5 ページのところです。鉄鋼業の他県の最賃の状況をちょっと見させていただきました。それぞれ、この表の 1 位から 5 位というところは、ご覧のとおりですね 2022 年の鉄鋼のですね、製造品の出荷額のところですね。ご覧のとおり上位 5 県がこのようになっておりまして愛知県が 1 位という状況になっておりますけれども、それぞれ 2023 年の現時点での鉄鋼の特賃の額の状況を並べさせていただきましたということと、あとは 2024 年でもう決着しているところの兵庫県と大阪府が決着していると聞きましたので、情報を得てこちらのほうに掲載させていただきました。これを見ますとですね、鉄鋼主要県の中でですね、愛知県の鉄鋼特賃が上位 5 件の中で見ますと最低の額だというところが見てとれます。ちなみに情報として、山口県なのですけれども、これは全国の出荷額のところで 11 位の状況でありますけれども 1,064 円ということで、こちらのほうにも 2023 年時点では負けているという状況でもあります。あと、大阪以外の 3 県と比較すると、愛知県の特賃の優位性というところも低い状況かなということでもありますのでこちらのほうもですね、優位性をしっかりと愛知県の出荷額と、しっかりと出荷を出しているというところでもありますのでこういったところも優位性をもってですね、今後しっかりと判断していきたいなということでもあります。以上の情報を共有させていただきます。

○ 鈴木部会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員、お願いいたします。

○ 岡安委員

金額につきましては、前回は申し上げたとおりでございます。

では、3 つ資料を提出させていただきましたので、こちらのほうを説明させていただきます。

主旨としては、やはり中小企業へ影響を及ぼすこと、中小企業への影響が特定最賃は大きいというところで、中小企業の状況がどのようなことになっているかということを中心に、説明する資料を御用意させていただきました。

資料が 1、2、3 と出ていまして、まず一つ目の資料のほうから、こちらの左下の人件費労働分配率のところでございます。こちらは、大企業と中小企業の比較で、ちょっと数字のほうで非常に読み取りづらいのですが、大企業ですね、現状 50% 強という労働分配率に対して中小企業のほうでは 80% 弱というところで、非常に労働分配率が、中小企業で高い状況でございます。これですね、まあ、ご存じのとおり労働分配率が高いということは、賃上げした場合に経営に対する影響が極めて大きいということでございます。またですね、大企業のほうはこれだけ、ある意味ですね、労働分配率の低さが賃上げのバッファといえましょうか、上げられるだけの余力が

あるということに対して中小企業はもう現状 80%近くありますので、非常に賃上げの余力が厳しいというところがございます。

二つ目の資料でございます。こちらが愛知県内の今年の賃上げ状況でございます。特にですね、この下のほうにあります人数・規模別の三行のところ、300人未満のところ、賃上げ率を見ますと3.84%というところですね。全体が4.8%に対して1%近くマイナスとなっているというところで、やはりこの中小については非常に賃上げについては、今年の状況を見ても厳しいというところの現れだと思ってございます。

最後、三つ目の資料でございます。こちらはですね、一枚めくっていただいて、右下のページに5というふうに出ているところをご覧ください。価格転嫁の状況について、先ほど労働者側からも御説明あったのですが、特に労務費の転嫁状況、どうなっているかというところをお示したものでございます。こちらはですね、中小企業庁がやってる価格交渉促進月間の調査の結果でございます。労務費について転嫁率が40%というところで、確かにですね、価格転嫁の全体としては進んでいる傾向がある中でですね、最も価格転嫁の遅れているのが労務費だというところで、まあ今こちらのほうですね、ちょうど9月が価格交渉月間というところでやっているところで、各企業さん、何とか改善しようとしているところがございますけど、現状としましては労務費の転嫁状況は極めて厳しいというところがございます。

以上の3点のところから、中小企業の現状に即した今回の特定最賃の改正を御検討いただきたいというふうに思うものでございます。私からは以上です。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、労働者側委員、使用者側委員から御意見、お考えが示されました。お互いに確認したいことや御質問等ございましたらお願いいたします。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか。ただ今、労使双方から御意見を伺いましたが、改正額の一致には至っておりませんので、一旦休会しまして個別の打ち合わせを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(労使了承)

○鈴木部会長

はい、それでは一旦、本部会を休会といたします。

○佐藤賃金指導官

各代表委員の方は、控室に御移動下さい。公益代表委員は、調整をお願いいたします。

それでは、事務局が御案内いたしますので、労働者代表委員の方、次に使用者代表委員の方、公益代表委員の方の順に控室へ御移動をお願いします。

〈 休 会 〉

〈 再 開 〉

○鈴木部会長

はい、それでは、専門部会を再開いたします。

ただ今、個別の打合せにより労使双方からお考えを伺いました。各側より打合せ内容を踏まえ、金額など改めて主張する点および問題点など御意見を伺いたいと思います。まず、労働者側代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

打合せありがとうございました。また、使用者側の皆様も今回資料出していただいて、ありがとうございました。

愛知県の賃上げの状況だとか、あと我々のほうも中小企業の状況もお示しつつ、価格転嫁の状況もお話させていただいて、中々進んでいないところも実際見えてきておりますので、しっかりと私たちも他府県の状況も出させていただいたので、次回も考えていきたいと思っています。

今、71円を出しておりますけれども、しっかりと第3回に向けて出していただいた資料も勘案しつつですね、しっかりと歩み寄りということもしっかりと考えていきたいと思っていますので、ちょっと具体的な数字は今回まだ出せないですけれども、歩み寄っていくよう考えていきたいと思っていますのでよろしくをお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。それでは、使用者側代表の方、お願いします。

○岡安委員

冒頭でのところと価格等変わりはありませんけれども、引き続き中小企業への影響を考慮した上で議論していきたいと思っております。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。

それでは本日の状況をまとめさせていただきます。

労働者側の御主張は、愛知県の今年の春の賃上げ状況、それから他府県の主に特賃の状況等々踏まえて、引上げ額希望としては71円が相当であるという御意見でした。ただ、次回に向けて歩み寄りを検討するというお話をいただきました。

使用者側の御主張としましては、中小・零細企業の実態も踏まえ適切な金額をとということで御意見をいただきました。

残念ながら本日、労使の主張にまだ開きがありまして合意に至りませんでしたので、更に審議を重ねたいというふうに思います。本件につきましては、継続審議とさせていただきます。労使双方ともよろしいでしょうか。

(労使了承)

○鈴木部会長

はい、それでは専門部会は次回へ継続審議といたします。次回が3回目となります。全会一致での結審を目指して、労使協力のもと円滑な審議がなされますようお願いいたします。なお、次回に資料の提出、参考人からの意見聴取の御希望がある場合には事務局までお願いいたします。

続きまして、議題(2)「その他」です。各委員の皆様、何かありますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか。はい、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

次回、第3回専門部会は10月9日(水)9時30分より、同じこの北大会議室で予定しておりますので、御参加のほうよろしくをお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。なおこの後、各側にて打合せされる場合は事務局に申し出ていただき控室をご利用ください。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか。それではこれで本日の審議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

(令和6年10月7日) 第2回愛知県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録

■